

平成17年度税制改正

一人材投資促進税制

Q 平成17年度の税制改正において、企業の従業員教育訓練に対する人材投資促進税制が創設されたと聞いています。その税制はどのような内容ですか。

A 平成17年度の税制改正により、企業の教育訓練費支出に対して次の計算による税額控除を適用する「人材投資促進税制」が新設された。

区 分	税額控除計算	限度額
一般青色申告法人	損金に算入される当期支出の教育訓練費が直前2事業年度の損金に算入された教育訓練費の平均額を超える場合に、その「超える部分」（増加額）の25%の税額控除を適用する。	法人税額の10%を限度とする。 限度超過額について繰越控除の適用はない。
中小企業者である青色申告法人	損金に算入される当期支出の教育訓練費について、教育訓練費増加割合（当期の教育訓練費の額からその直前2年以内に開始した各事業年度の損金に算入された教育訓練費平均額を控除した金額のその平均額に対する割合）に応じて、教育訓練費の「総額」に対し次の控除率による税額控除を適用する。 (1) 教育訓練費増加割合が40%以上の場合 控除率＝20% (2) 教育訓練費増加割合が40%未満の場合 控除率＝教育訓練費増加割合×50%	法人税額の10%を限度とする。 限度超過額について繰越控除の適用はない。

対象となる教育訓練費は、使用人に対して行う教育・訓練・研修・講習その他これらに類するもの」とされ、この使用人の範囲から役員等の親族等が除かれ、その費用の範囲には、次のような項目が挙げられている。

この制度は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、「3年間の時限措置」とする。

○人材投資促進税制の計算細目；

A；前々期と前期の教育訓練費平均額

B；教育訓練費の増加額

C；当期の教育訓練費

法人区分	教育訓練費区分	算 式
一般青色申告法人		税額控除額＝B×25％ (法人税額の10％を限度とする)
中小企業者である 青色申告法人	B/A≥40％の場合	税額控除額＝C×20％ (法人税額の10％を限度とする)
	B/A<40％の場合	税額控除額＝C×B/A×50％ (法人税額の10％を限度とする)

○人材投資促進税制の計算例；

<設例>

(単位万円)

平成16年3月期の教育訓練費	95
平成17年3月期の教育訓練費	105
平成18年3月期の教育訓練費	140
平成18年3月期の法人税額	200

<一般企業の計算> 平成18年3月期

直前2年間の教育訓練費平均額	$(95 + 105) \div 2 = 100$
平均額を超える当期の教育訓練費	$140 - 100 = 40$
訓練費による控除税額	$40 \times 25\% = 10$
当期法人税額による限度額	$200 \times 10\% = 20$
控除税額	$20 > 10$ 控除額＝10

<中小企業の計算> 平成18年3月期

直前2年間の教育訓練費平均額	$(95 + 105) \div 2 = 100$
教育訓練費増加率	$(140 - 100) \div 100 = 40\%$
増加率40％以上の場合の訓練費控除率	20％
訓練費による控除税額	$140 \times 20\% = 28$
当期法人税額による限度額	$200 \times 10\% = 20$
控除税額	$20 < 28$ 控除額＝20